

公益社団法人 日本交通計画協会

2023年度 第3回理事会議事録

1. 開催日時 2024年1月24日（水）10時23分より11時55分まで

2. 開催場所 公益社団法人 日本交通計画協会  
3階 B・C会議室  
所在地：東京都文京区本郷3丁目23番1号

3. 理事現在数 7名  
監事現在数 2名

4. 出席理事数 7名  
出席監事数 2名

（出席理事）谷口守、石川次男、中村英夫、川畑信之、清水俊輔、  
植松泰二、石川雅康

（出席監事）曾田祐司、牧田博之

5. 開会

定刻に至り、事務局より開会が宣言され、2023年度 第3回理事会は定款第32条第1項による定数を満たしたので、有効に成立したことが報告された。

代表理事 谷口守は定款第31条により、本理事会の議長を務めることとなった。

## 6. 議事録署名人の選出

議事に先立ち、定款第34条第2項により議事録署名人は次の4名となった。

- ・代表理事 谷口守
- ・代表理事 石川次男
- ・監 事 曾田祐司
- ・監 事 牧田博之

## 7. 議題

本日の議題は次のとおりであることを確認した。

承認事項

第1号議案 「役員賠償責任保険」契約締結承認に関する件

第2号議案 役員在任年齢規程改正に関する件

報告事項

報告第1号 職務執行報告

## 8. 議事の経過及び承認の結果

承認事項として以下の議案について、承認を諮った。

**第1号議案 「役員賠償責任保険」契約締結承認に関する件**

議長は上記1議案につき説明を求めた。業務執行理事石川雅康は、役員  
の職務の執行に関し責任を負う又はその責任追及に係る損害賠償請求を  
受けた場合に備え、2021年より毎年5月に役員賠償責任保険の契約を締結  
していることを説明し、今年も契約更新のための手続きを行いたい旨説明  
した。同議案説明に対して、次の質疑応答があった。

(清水理事) 保険金額が1億円というのは、1億円まで保護される  
ということか。

(石川業務執行理事) その通りである。

(清水理事) 役員賠償責任保険の保険料はいくらか。

(石川業務執行理事) 年間15万円程度である。

議長は本議案につきこれを議場に諮ったところ、全員異議なく承認可決  
し「役員賠償責任保険」契約締結を承認した。

## 第2号議案 役員在任年齢規程改正に関する件

議長は上記1議案につき説明を求めた。業務執行理事石川雅康は、2021年に高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部が改正されたため、職員については2023年1月に就業規則を改正し、継続雇用制度を70歳まで延長した。常勤理事については現在65歳が就任上限と規定されているが、これを今回70歳まで延長し、法律、社会の要請に応えるため改正する旨説明した。同議案説明に対して、次の質疑応答があった。

(川畑理事) この議案の提出時期が性急と感じる。本日採決を決定せず、1年程度かけて審議し再度採決を取ることを提案したい。理由は、9月に役員が交代したばかりのタイミングであるため、新たに就任した方が協会の運営等の様子を見て協会事情に精通することができるようになってからの方が、一般的な意見だけでない議論を尽くすことが可能であると推測されるためである。またこの規程改正は現在の常勤理事2人に関わるため、丁寧かつ慎重に進めた方が良い議案と考える。具体的内容については私なりに勉強したため、その内容を踏まえた事柄については後程述べさせていただく。

(牧田監事) 今回この議案を提出した意味の説明を求める。

(石川業務執行理事) 前回の理事会終了時にこの議案についての予告があったため提案した。採決をどうするか等の取扱いは議論による。

(牧田監事) 任期について質問する。現行の規程で常勤理事が64歳で就任した場合、任期は2年だが任期終了はいつになるか。

(石川業務執行理事) 退任は2年後の総会終結時までであるので、ご質問の場合は66歳時の総会までである。

(牧田監事) 任期の途中で退任することはないということか。

(石川業務執行理事) その通りである。

(中村理事) この議案の採決を1年延ばした時に、現在の常勤の代表理事及び業務執行理事の任期終了を迎えた場合、新任の方を迎えることになる。丁寧かつ慎重に進めた方が良いという意見は理解できると同時に、協会の安定

的かつ継続的な運営に支障が出るのであれば、採決を早い段階で決める必要もあると考える。現行の規程で採決を1年延期した場合、2人が退任ということはあるか。

(石川業務執行理事) 現行の規程だと、常勤の代表理事と業務執行理事の2人は今期をもって退任となる。1年8か月後の話である。

(谷口代表理事) 後任の方を決める時期にも関わる。

(石川代表理事) 大企業ではないため、人員の年齢構成にもひずみがあるため、運用とは別として制度としてあった方が良く考える。

(中村理事) 仮に後任の方を決める場合、退任となる総会の半年前には人事の決定を考慮すべきであるから、制度としてはそれより前に決定しておかねば懸念される事項はあると考える。

(石川業務執行理事) 前任の常勤の代表理事は、後任の方を決めるために十分な時間をかけていた。

(川畑理事) 先ほどは採決の時期について提案させていただいたが、内容についても意見を述べさせていただきたい。今回、常勤理事の定年を65歳から一足飛びに70歳まで伸びたのは唐突と感じた。高齢者の雇用を促進しているのはあくまで従業員であり、これには役職定年も同時に行われている。役職は取り外すが元気なうちは働くということが真意であると考え。このような時代背景の中、常勤役員の定年が一度に5年延びることは適切なのか疑問である。例えば、役員規程は現行のままですべての特例措置として「顕著な功績がある場合、又は余人をもって代えがたし」ということで延長を認めるようにするのはいかがか。このほうがフレキシブルに対応できると考える。本日、採決を取らずに再度各理事及び監事各々にお考えいただきたい。

(牧田監事) 弊社の場合、常務執行役員は67歳、代表取締役社長は70歳、会長は72歳と2年前に改めた。会社規模も小さ

く、後任を決定するのも苦勞しており、年齢的にもまだ体力があるので、ひとつの区切りとして70歳はありと感じている。この議論は次回理事会に引き続き行うこともひとつの方法と思われる。

(谷口代表理事) 今までの流れを受けて、この議案については本日採決を取ることは難しい。また今後のスケジュールによるが、6月の理事会、8月の理事会で審議を続けることに支障はあるか。

(石川業務執行理事) 問題ない。

(石川代表理事) 我々も皆様も再度お考えいただきたい。

(清水理事) この議案を読んだときすぐに賛成の気持ちであった。川畑理事のお話の通り慎重にする必要もあると思うが、様々な問題がないのであれば常勤理事と非常勤理事の退任年齢に5歳差をなくし同じ70歳を退任年齢にした方が良いと考える。特例措置の話もあったが、規程はシンプルにしておき退任年齢を統一したほうが分かりやすい。決めるのは次回以降が良いと思う。

(谷口代表理事) こちらの議案は採決せず、次回審議する。

(石川業務執行理事) 6月の理事会では議案の再提出は行わず、この議案を再度議論する。8月の理事会若しくは来年1月の理事会で採決を取ることはいかがか。特例措置の話もあったが客観的な基準をどのように入れるか難しい。行政指導もあり、公益法人としては曖昧な規程、運用は避ける必要がある。

(谷口代表理事) 協会運営に早急な影響がないのであれば次回以降の議論、採決とする。

(石川代表理事) 継続審議として続けてはいかがか。

議長は本議案につき次回以降も引き続き審議を行うことを宣言した。

報告事項として、以下について報告を行った。

#### 報告第1号 職務執行報告

議長は上記につき報告をさせた。業務執行理事石川雅康は、別掲議案書

により2023年度の中間報告として、刊行物等発行事業、講習会・シンポジウム等開催事業、海外調査研究関係、広報・研究成果発表関係、国際会議・催し物等開催協力、受託調査研究事業についての報告を行った。また、例年実施している講習会・シンポジウム等開催事業について、直近開催の予定を説明した。

同報告に対して、次の質疑応答があった。

(清水 理事) 受託調査研究を行う上で人間的な余裕はあるか。

(石川業務執行理事) 受託を調整する必要も出てくる可能性もある状態である。新卒採用を鋭意行っている。引き続き研究員の増強は図っていきたい。また受託調査研究事業以外の事業の柱を見つけたいと考えている。

(石川代表理事) 人事構成の歪みがあり中間層の人員もいないが、新卒を育てる時間も必要であるため、様々な取り組みを併せて行っている。

## その他の事項

事務局より、2024年6月中旬から下旬に来年度の事業計画と予算の承認を中心とした2023年度第4回理事会開催したい旨を説明した。

理事・監事全員で協議したところ、2023年度第4回理事会を2024年6月18日(火)10時30分より、開催することを決定した。また、2024年度第1回理事会及び2024年度定時社員総会についても開催日を理事・監事全員で協議したところ、2024年度第1回理事会を2024年8月26日(月)14時00分より開催し、2024年度定時社員総会は、2024年9月12日(木)17時00分より行い、同日社員総会終了後直ちに2024年度第2回理事会を開催し、審議することを伝えた。

次の質疑応答があった。

(川畑 理事) 非常勤役員の退任年齢が70歳になった経緯を知りたい。

(石川業務執行理事) 旧社団法人時代の行政指導の際、モデル規程を参考にして決定した。

(植松 理事) 現在も行政から指導は入るのか。

(石川業務執行理事) 現行法制度では、法人が自主的に規律することが推奨されているため、指導はほとんど皆無である。

9. 閉会

以上をもって本日の2023年度第3回理事会は滞りなく議事が終了したので、議長谷口守は、11時55分閉会を宣し解散した。

上記の議事を明確にするため本議事録を作成し、出席した代表理事及び監事は下記に記名、押印する。

以 上

2024年 1 月 24 日

公益社団法人 日本交通計画協会 2023年度 第 3 回理事会

代表理事 谷 口 守



代表理事 石 川 次 男



監 事 曾 田 祐 司



監 事 牧 田 博 之



本議事録の作成に関わる職務を行った者の氏名

業務執行理事	石川雅康
事務局参事	柴崎慶一郎
事務局主幹	大溪はつみ



